

認定こども園運営に関する条件

1 基本的事項について

- (1) 開園時間は、基本保育時間を午前7時から午後6時までとし、午後6時から午後8時までの延長保育時間を条件とすること。
- (2) 開園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から土曜日とする。
※ ただし、(1)及び(2)を超える開園時間及び開園日を設けることを妨げない。
- (3) 園児や保護者等の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法ほか関係法令を遵守するとともに、情報管理については徹底した対策を施すこと。
- (4) 市が行う教育・園児福祉行政に積極的に協力すること。
- (5) 市立保育所・認定こども園・幼稚園や小学校をはじめその他関係機関・団体との連携・協力を努めること。
- (6) 地元自治会や近隣住民、民生委員園児委員等と交流を図り、良好な関係を確保すること。
- (7) 民営化により保育環境が変わることで、子どもや保護者が感じる負担を最小限にするよう努めるとともに、保護者と認定こども園が共に子育てに取り組んでいくなど相互理解を心掛けながら、柔軟で適切な認定こども園運営を行うこと。
- (8) 積極的に保護者の意向の把握に努め、要望等に誠意を持って対応すること。また、保護者からの苦情解決の仕組みを整備すること。

2 定員及び受入園児について

- (1) 条南幼稚園からの1号受け入れ定員として、3歳児20人、4歳児30人、5歳児30人、計80人を現在運営中の定員数に加えてください。
- (2) 入園希望園児の増加に対応するべく、必要に応じ、市と協議の上、適正な基準の範囲内において、受入園児数の弾力化を行うこと。

3 特別保育事業

- (1) 障がい等により配慮が必要な園児の受け入れについては、必要に応じて、加配保育士等を配置することにより実施すること。
- (2) 一時預かり保育を実施すること。
- (3) 病児保育（病後児対応型）を実施すること。
- (4) 休日保育の実施を検討すること。

4 地域支援事業

園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

5 職員配置

(1) 職員体制については「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に規定する下記配置基準以上とすること。

ア 0歳児クラス 園児 3人に対し保育教諭等1人

イ 1歳児クラス 園児 6人に対し保育教諭等1人

ウ 2歳児クラス 園児 6人に対し保育教諭等1人

エ 3歳児クラス 園児20人に対し保育教諭等1人

オ 4歳児クラス 園児30人に対し保育教諭等1人

カ 5歳児クラス 園児30人に対し保育教諭等1人

(2) 施設長（園長）については、保育所等で3年以上施設長または施設長に準じた経験を有する者を配置すること。

(3) 保育教諭等の構成は、保育所等で3年以上の実務経験を有する者を2分の1以上配置するとともに、10年以上の保育所等での実務経験を有する主幹保育教諭等を配置すること。また、保育教諭等の確保についての考え方を示すこと。

(4) 専任の看護師（准看護師可）を常時1名以上配置するとともに、栄養士（調理員と兼務も可）を1名以上配置すること。

(5) 常勤の正規職員である保育教諭等を、年齢児クラスごとに1名以上配置すること。

(6) 職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどして積極的に研修等に参加させること

(7) 本市が民営化移管前に条南幼稚園の会計年度任用職員として任用していた者が、移管後の認定こども園で引き続き就労を希望する場合は、人材確保や園児における保育環境への変化を最小限にとどめる観点から、事業主として継続雇用に努めること。ただし、応募の段階においては、条南幼稚園の職員に対する勧誘行為等を一切行わないこと。

6 費用の徴収

(1) 入園料など過度な保護者負担を課さないこと。なお、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合、または保護者の同意を得たうえであればその限りではない。

- (2) 民営化移管前に入所している園児について、市が指定した物品を購入した保護者が当該物品を引き続き使用することを希望する場合は、その使用を認めること。

7 安全対策

- (1) 園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけること。
- (2) 関係法令等の定めや入所園児の状況により、健康診断を適切に実施すること。
- (3) 感染症等の集団感染予防対策を講じること。

8 給食

給食については、自園調理方式とすること（直営または委託を問わない）。また、食育を推進するとともに食物アレルギーへの対応を行うなど、園児の個別事情に配慮すること。

9 苦情解決等

苦情解決の仕組みとして、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員会」等を整備すること。

10 事業の引継ぎ

- (1) 移管先決定後、移管されるまでの間において、民営化に伴う様々な調整事項について、適宜、市や保護者と協議を図る機会を設け、円滑な事業の引継ぎに努めること。
- (2) 移管までの間に、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎを行うとともに、園児、保護者への影響に配慮し、移管先決定から令和6年3月31日までの間は、条南幼稚園で実際に施設長（園長）、主幹保育教諭、年齢児クラスごとの正規職員として勤務する予定の者を適宜派遣するなど、条南幼稚園の職員と連携・協力し、合同保育の実施を伴う保育の引継ぎを適切に行うこと。なお、保育教諭等の派遣に係る費用は、原則として、移管先の事業者が全て負担するものとする。
- (3) 保育の引継ぎは、子ども及び保護者の不安の解消や負担軽減を図るために、極めて重要なものであるから、誠意をもって行うこと。

- (4) 引継ぎ計画については、子どもや保護者が不安を抱かないよう、公立就学前教育・保育の内容等を継承し、保護者の意見を聞きながら、適切かつ実施可能なものとする。

1.1 施設整備等

条南幼稚園の場所を活用した認定こども園の運営にあたり、実施しようとする施設の建替工事等、施設整備に係る実施計画を設計図面等により明らかにすること。

また、令和6年4月1日時点の園児数が、事業者の既存施設の定員を超える場合の運営方法についても提案に含めること。

なお、施設等の整備にあたっては、関係法令を遵守するとともに園児の安全対策を徹底し、園内及び近隣地に対する騒音対策など必要な措置を講じること。

1.2 その他特記事項

- (1) 移管先として決定した事業者は、移管に関する内容の詳細等を決定するうえで、保護者及び市の三者で構成する三者協議を開催すること。また、積極的に保護者の意向の把握に努めるとともに、質問、意見、要望等に誠意をもって対応すること。なお、移管後においても一定期間、三者協議を継続すること。
- (2) 市が移管後の保育状況、民営化の評価及び効果を確認するための保護者アンケート等を実施する場合に積極的に協力するとともに、市の保育士等が保育内容等の確認のために訪問する場合についても協力すること。
- (3) 本運営条件については、条南幼稚園民営化にあたって最低限必要な条件として示したものであり、これらの条件を上回る事業提案があれば、可能な限り具体的に提示すること。

1.3 参考資料

- (参考資料1) 条南幼稚園付近見取図及び配置図
- (参考資料2) 条南幼稚園平面図
- (参考資料3) 条南幼稚園立面図・断面図
- (参考資料4) 泉大津市民間認定こども園運営費補助金交付要綱
- (参考資料5) 条南幼稚園のしおり